

土地改良区からのお願い

組合員資格得喪通知の手続きについて（農地法第3条）

土地改良区の土地原簿は、組合員皆さまからの届出によって更新されます。手続を怠りますと、農地を移動したのにいつまでも組合費が掛かることになります。農地を売ったり買ったりした場合は、速やかに「資格得喪通知書」をご提出願います。

申請書は、最寄りの出張所に備えてありますので、必要書類をお揃えの上、出張所へご提出ください。

農地の転用について（農地法第4条・第5条）

ご自分の農地を自ら転用する場合や農地を売ったり貸したりして転用する場合、土地改良区への通知が必要です。

通知書は、最寄りの出張所に備えてありますので、必要書類をお揃えの上、出張所へご提出ください。

決済金について

農地を転用するとき、決済金を納入してください。

田 65 万円（1,000㎡当たり）

畑 16.3 万円（1,000㎡当たり）

農地が転用されると、償還金や施設の維持管理費を周辺の農地が負わなければならない、少しでも組合員皆さまの負担を軽減させるための措置です。農地の転用手続きと一緒に納入してください。

他目的使用について

使用料金（5 年分）

- | | | |
|------------|---------|--------------|
| ①乗入れ（橋など） | 1 ㎡当たり | 7,200 円／5 年間 |
| ②浄化槽排水 | 1 人槽当たり | 1,800 円／5 年間 |
| ③ガス管・上下水道管 | 家庭引込 | 免除 |

土地改良区が管理する農道や水路を農業以外の目的で使用する場合、土地改良区の許可が必要です。速やかに「土地改良財産他目的使用申請書」をご提出ください。

使用期間は最大で5年間です。引き続き使用する場合も更新手続きが必要です。

申請書は、最寄りの出張所に備えてありますので、必要書類をお揃えの上、出張所へご提出ください。

賦課内訳書の確認について

平成 20 年度から賦課令書と一緒に賦課内訳書もお送りしております。今一度、現在ご自身がお持ちの農地をご確認いただきますようお願い申し上げます。

何かお気づきの点やご不明な点等ございましたら、出張所までお問い合わせください。

ご指摘の点につきましては、実地調査等を行い、所定の手続きを行った上で処理させていただきます。

不法投棄の防止にご協力をお願いします

例年、農道或いは用排水路にさまざまな廃棄物が投棄されます。毎年 6 月には亀田郷一斉清掃ということで、組合員皆さまからご協力いただき清掃活動を行っておりますが、一部の心無い人によって農地を取り巻く環境が脅かされています。施設の維持管理に支障が出るばかりか多額の処理費が掛かります。

